

沖縄戦における集団自決についての教科書検定に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十九年十一月八日

藤 末 健 三

参議院議長 江 田 五 月 殿

沖縄戦における集団自決についての教科書検定に関する質問主意書

平成二十年度から使用される高等学校歴史教科書の検定結果では、沖縄戦における「集団自決」の記述について、「沖縄戦の実態について誤解するおそれのある表現である」との検定意見が付され、日本軍による命令・強制・誘導等の表現が削除・修正された。これに対し、主に沖縄県内の市町村議会や県議会において、検定意見を撤回し、記述を元に戻すよう求める意見書が相次いで採択され、これを受けて、文部科学省が書き換えを容認する意向を示しているとの報道がある。

そこで、以下質問する。

一 沖縄戦における集団自決についての教科書検定に関して、どのような手続で審議を行ったのか明らかにされたい。また、審議を行った検定委員会関係者がどのような人物であるのかを公表すべきではないかと考えるが、政府の見解を示されたい。

二 沖縄戦の歴史的な事実関係をどのように検証したのか。その検証方法を明らかにし、またその検証で判明した歴史事実については、公表すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

